

社会福祉法人「蘇南会」
平成30年度経営方針並びに事業計画

特別養護老人ホーム矢部大矢荘
矢部大矢荘通所介護事業所復健館
矢部大矢荘訪問入浴事業所
矢部大矢荘短期入所生活介護事業所
矢部大矢荘居宅介護支援事業所
生活困窮者に対する支援事業

社会福祉法人 蘇南会 基本理念

『 老後の尊厳ある暮らしを支える 』

社会福祉法人は、「社会、地域における福祉の充実・発展」に寄与することを使命とし、社会福祉事業の安定的・継続的経営に努めるとともに、多様な生活課題や福祉需要に柔軟かつ主体的に取り組む公共的・公益的な法人として位置付けられて、昨年社会福祉法による法人改正がなされた。

そのような状況下、法改正に伴う当法人の組織変革を進め、理事会・評議員会の再編を実施し、法人組織のガバナンスの強化にむけて、さらに体制を整えてきたところである。それぞれの地域において、質の高い福祉サービスの提供のみならず、制度の狭間にある様々なニーズに積極的な対応をすることが社会福祉法人の使命であると、この数年間叫ばれてきたが、今回の社会福祉法の改正においてそれぞれの法人独自の対応が求められるようになった。さらには、地域共生社会が地域福祉の中心的な課題として提起され、社会福祉法人が地域ケアにおける取り組みにおいて、主体的な役割を求められている。

当法人の地域における公益的な取り組みについては、社会福祉法人減免制度に加えて、生活困窮者に対する支援事業をすすめているが、さらには法人独自の社会貢献としてボランティア育成講座や認知症ケアの普及について継続して対応していかなければならない。社会資源としての社会福祉法人が地域社会の核となるべく活動が求められていることは、今後当法人としても重く受け止め、今後も重点的に取り組みを実施しなければならないところである。

当年度の施設経営にあたっては、蘇南会の理念である「老後の尊厳ある暮らしを支える」を基本に、各事業所においてそれぞれの事業計画に基づき、利用者の豊かな生活の確保をすすめ、環境面を含めた個別ケアの充実、生活の安心・安全の確保をさらに推進していくこととする。また、各事業所の経営状態を的確に把握し、介護報酬改正による運営基準の変化に対応するよう情報の収集を実施し、経営の安定化と効率化を図っていくことを命題とする。

1、特別養護老人ホーム矢部大矢荘運営方針並びに事業計画

全体目標

- ①施設において小グループ化した各ユニット毎にユニットケアを実施し、「利用者の安心・安全な生活」の充実を図ることを目標とし、利用者の心身の状況に合わせた適切な施設サービスを提供する。
- ②社会情勢もふまえ人材確保ができるような職場づくりを目標とし、職員の労働環境の整備と資格取得支援をすすめる。また職員の研修意識を高められるような働きかけを行うとともに、介護技術の向上、専門性の向上（知識・技術・倫理・社会性）が図れるよう人材育成を推進する。
- ③各種委員会活動を通じて利用者の生活の質及びケア向上を図ることとする
 - * 利用者の尊厳を守り自立した生活の支援の継続にむけて、施設全体で身体拘束の廃止に向けた取り組みを推進するため、身体拘束対策委員会の設置。
 - * 施設内の介護事故を未然に防止し安全かつ適切なケアを提供するために、事故防止対応委員会の設置。
 - * 感染症及び食中毒の発生・予防を防ぐために感染防止対策体制の取り組みを施設全体で推進するため感染症対策委員会の設置。
 - * 当施設における褥瘡発生の予防効果を向上させるために褥瘡予防対応委員会の設置。
 - * 排泄に介護を要する入所者に他職種が計画に基づいて支援する排泄委員会の設置。
 - * 利用者の口腔衛生及びケアに関する取り組みを実施する口腔ケア委員会の設置。
 - * 利用者、家族及び地域からの要望・意見・苦情等を処理する苦情対応委員会の設置。
 - * 職員の労働安全衛生について協議し、取り組みを実施する安全衛生委員会の設置。
安全衛生委員会には、業務省力化と福祉器具導入を通じた腰痛予防対策を実施する委員会も併設して実施する。
- ④法人会計、入退所事務、介護報酬請求事務の期限内の実行および各関連事業所との連絡調整を的確に行い、施設経営の円滑化を図る。
- ⑤認知症のある利用者の増加に伴い、認知症の正しい理解と知識、ケアの向上にむけた取り組みを施設全体で推進し、認知症ケアの充実を図る。
- ⑥山都福祉村の各事業所との協力・連携を図り、相互の発展が望めるよう努力する。
- ⑦地域団体、ボランティア、各学校や行政との協力体制を図り、地域社会において地域ケアへの貢献が図れるような取り組みを実施する。
- ⑧日常的に防災への意識を高め、年2回の避難訓練等を通じて安全を確保する。
- ⑨介護人材の確保と定着のため職員相互で資格取得や子育て支援に協力できる体制を実施する。
メンター制度・ストレスチェックを活用することで、一層の職場定着が図れるように実施する。
- ⑩非常災害時の対応について、マニュアルの作成及び非常用備品の充実を図ることとする。

運営方針（各部署における方針）

介護部

①次の4点を介護理念に掲げ、利用者への優しさと尊敬の気持ちを込めた介護を実践する。

- 1) その方の人生の歴史や思いを大切にし、尊敬の気持ちを持ちながら、一人ひとりにあった個別の支援の実現を目指します。
- 2) 「地域で暮らす」ことへの思いを大切にし、その方のできることを生かし、生きがいや楽しみを感じ、笑顔の見られる生活の支援に努めます。
- 3) ご家族とともに最期まで穏やかに、安心して暮らせるための支援に努めます。
- 4) 一人ひとりの方に必要な支援を確実に実現できるよう、介護に関する知識と介護の質の向上を目指します。

- ②利用者個々のアセスメントを確実にを行い、生活機能やニーズを的確に把握し共有化しながら、より個別化した介護サービス計画にそったケアの提供を実施する。
- ③生きがいや楽しみを感じられる生活の支援を実施するため、毎月の行事・レクレーション・クラブ活動もユニット毎に実施できるよう工夫を重ね、小グループ化のなかでの余暇時間の充実を図る。
- ④利用者の誕生会は継続し個別化をすすめ、利用者個々の歴史等も参考にしながら企画を行い、利用者・家族・職員にてお祝いを実施する。
- ⑤各部署との連携を図り、利用者・家族の意向を大切にしながら、看取り介護（ターミナルケア）を実施する。
- ⑥利用者の尊厳を守り自立した生活の支援のために、生活全般において身体拘束をしないケアの実施に継続し取り組む。そのため、利用者を取り巻く環境の整備および福祉用具の見直し等も実施する。
- ⑦安全かつ適切なケアを提供するために、事故防止委員会活動を通じた事故防止対応体制を強化するとともに、感染対策委員会との連携のもと適切な対応にて施設内の感染の蔓延の防止に努める。
- ⑧「認知症のある方が安心して過ごせる生活」の実現にむけ、職員の認知症に関する正しい知識と理解を深め、認知症の人の視点にたったケアの構築や環境づくりを含め、認知症ケアの充実を図る。
- ⑨利用者の重度化に対応できるよう状態観察能力の向上および医療知識の向上を図る。さらに利用者個々のニーズに合わせたケアの実践を目指し、喀痰吸引等研修受講者の増加を目指し、介護の知識・質の向上にむけた研鑽を図る。

看護部

- ①利用者個々の心身の状態を的確に把握し、協力医療機関および各部署と連携を図りながら、利用者の健康状態の維持・確保にむけた看護を実施する。
- ②事前指定書を通じて利用者および家族の意思確認をしながら、各部署と連携を図り看取り介護（ターミナルケア）を実施する。

- ③経管栄養・胃ろうの利用者の増加に伴い、介護部における利用者の観察能力・医療知識の向上にむけて、同部との連携と協力体制を図る。
- ④利用者の尊厳ある生活の充実にむけて、各部署とともに協力しながら研鑽に努める。

栄養部

- ①委託業者との協同により栄養所要量を基本に、季節感のある食事・利用者の嗜好にあった食事を提供する。
- ②利用者の状態把握に努め、栄養状態改善のために栄養マネジメントの実施・食事環境の整備を各部署と連携し実施する。
- ③利用者の食生活の充実にむけて、各部署とともに協力しながら研鑽に努める。
- ④利用者にとって楽しめる食事となるようゼリー食等の調理を実施し、食形態の改善、質の向上に努める。

訓練部

- ①寝たきり、身体機能低下防止のため、利用者個々の状態やニーズに合わせた個別機能訓練計画を立案・実施・評価し、機能回復訓練を積極的にすすめるとともに、訓練室だけでなく、居室・リビング・ベッド上における機能訓練を推進する。
- ②日常生活での「座位保持」「ポジショニング」に重点をおいた機能訓練・介護を実施することにより、安定・安楽な離床やベット上の生活を確保し、利用者の尊厳ある生活の充実に図る。

生活相談員

- ①利用者の生活相談、苦情等受け付け・対応、家族への面会依頼や情報提供等を日常的に行うなかで、利用者・家族との信頼関係の構築を図るとともに、利用者・家族のニーズをふまえ楽しみや生きがいを感じられるような生活の実現に向けた支援を実施する。
- ②熊本県特別養護老人ホーム入所取扱指針に基づき、入所判定事務の公平性・透明性を確保した入所を促進する。
- ③地域各団体・行政・ボランティアとの協力体制を図り、ボランティア講座や認知症サポーター養成講座の実施等、地域貢献にむけた取り組みを推進する。
- ④実習指導担当者を中心に大学・各種専門学校・各機関との連携を図り、専門職の育成に協力できるよう実習生受け入れ体制の強化と実習内容の充実にむけた取り組みを実施する。
- ⑤職員の研修体制について、各部署との連携を行い、充実した研修の企画・運営にかかるリーダーシップを図る。
- ⑥利用者個々が抱えるニーズを的確に捉え、利用者の安心できる生活の確保のために必要な支援が実践できるソーシャルワーカーとしての知識や技術の取得にむけて研鑽を図る。

2、矢部大矢荘短期入所生活介護事業および介護予防短期入所事業所運営方針並びに事業計画

目標 利用者の心身の状況、若しくはその家族の疾病やその他の理由により、一時的に居宅において日常生活を営むことに支障がある利用者に対して、短期入所生活介護および介護予防短期入所生活介護の提供をすることで、利用者本人の生活支援、またその家族への介護軽減を行うことで居宅生活の継続が図れることを主たる目標とする。

運営方針

- ①利用者の要介護状態の軽減・悪化防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身状況を踏まえ、日常生活に必要な援助を適切に行う。
- ②サービス提供が5日以上に及ぶ時は、短期入所生活介護計画に基づきケアを提供し、漫然かつ画一的なものとならないように配慮する。
- ③サービス提供は、基本的に指定介護老人福祉に準ずる基準で行い、利用者・家族にサービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- ④利用期間中の健康管理に配慮し、異常がある場合は速やかに適切な対応を実施する。特に感染症には注意を払うこととし、初冬の利用にあたってのインフルエンザ予防接種は必須とする。
- ⑤随時利用者および家族の苦情・相談等の対応に努める。必要時は関係機関・事業所・担当介護支援専門員等との連携を図り、安心して短期入所利用および居宅生活の継続への支援を行う。
- ⑥利用者の所持品の管理を徹底し、的確な短期入所の利用ができるよう各部署連携を図る。
- ⑦利用期間中および送迎サービス中の事故防止に十分注意を図る。

3、矢部大矢荘訪問入浴介護事業運営方針並びに事業計画

目標 居宅の要介護者に対して、その利用者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう入浴介護サービスを提供し、利用者の身体の清潔の保持・心身機能の維持回復を図ること、また利用者の生活機能の維持・向上を目標とする。

運営方針

- ①入浴介護サービスの提供は、常に利用者の心身の状況・希望およびその置かれている環境をふまえ、必要な介護サービスを適切に提供する。
- ②サービスの提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし利用者または家族に対し、サービス提供方法を理解しやすいよう説明する。
- ③利用者の健康状態を把握し、病状の急変が生じた場合は、速やかに主治医への連絡等必要な措置を講じる。
- ④一回の訪問につき、看護職員一人および介護職員二人をもって行うことを基本とする。

- ⑤看護職員は、利用者の健康状態を把握し、事故・怪我・感染症防止に細心の注意を払い、入浴後の処置を行う。
- ⑥サービスの提供に用いる設備・器具その他の用品の使用に際して安全および清潔の保持に留意し、サービスの提供ごとに消毒したものを使用する。
- ⑦職員は業務上知り得た利用者及び家族に関する秘密を漏らさないように厳守する。
- ⑧自らその提供する訪問入浴の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

4、矢部大矢荘通所介護事業所「復健館」及び日常生活支援総合事業運営方針並びに事業計画

目標「生活に密着したサービスの提供」

利用者（要介護者、要支援者、介護予防・日常生活支援総合事業者「以下利用者という。」）が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活の世話および機能回復訓練を行うことにより、その人らしい生活を自分の意思で送る「尊厳ある暮らし」を目指すものであり、利用者の社会的孤立感の解消、心身の機能の維持向上、ならびに利用者家族の身体的、精神的負担の軽減を図るものとする。

運営方針

- ① 在宅生活の継続に資するサービスの提供
 - ・地域包括システムの円滑な導入に資するよう、利用者の家族や担当ケアマネジャー、主治医や他のサービス提供事業所との連携を密にし、利用者が一貫したサービスを利用できるように努める。
- ② 心身機能の訓練から生活行為向上訓練まで総合的に行う機能の強化
 - ・利用者に対して、居宅介護支援専門員の計画に基づき居宅を訪問し、本人・家族・関連機関・事業所との連携を密にし、個々の能力に合った訓練計画を作成、また地域資源を活用しきめ細やかなサービスを提供する。
 - ・新総合事業（介護予防・日常生活支援総合事業）については、生きがいづくり、要介護状態の予防と自立支援、介護予防の強化目標を掲げ、機能維持・向上訓練、活動的な生活の維持を提供する。
 - ・趣味活動、レクリエーション等において、自らが選択―決定―実行と主体的活動の実現、魅力的なプログラムの提供に努め、自立した生活支援を図る。
 - ・事業所内のサービスだけでなく、ニーズの高い外出レクリエーションを計画的に行うことにより、利用者のニーズに応え、魅力あるサービスの提供に努める。
 - ・家庭の雰囲気に合わせて暖かい食事、季節メニューを提供する。
- ③ 認知症・重度介護度の利用者の受け入れ
 - ・早期の診断と適切な医療、そして介護サービスの提供という流れのもと、認知症利用者（含

若年性認知症利用者)の対応にあたる。

- ・ 中度及び重度介護度の利用者の受け入れについては、医師、介護支援専門員との連携を取りながら利用目的を把握し、安全と安心を図る。
- ・ 家族介護軽減のため、時間延長等考慮する。

職員の資質向上

- ・ 各種会議、研修会等積極的に参加し、研修発表などの場を設け、知識・技術の向上に努めるとともに自己研鑽を積む。
- ・ 認知症（若年性認知症含）への知識や理解を深めるための研修を定期的に取り入れていく。

⑤ その他

- ・ 緊急の事態に対しては速やかに適切な対応をし、嘱託医の指示を受けて、協力病院の受診等の援助をする。
- ・ 職員は業務上知り得た利用者および家族に関する秘密を漏らさないよう厳守する。
- ・ 防災・震災対策として、火災を絶対に起こさないこと、また職員の防災・震災意識の高揚と防災訓練・震災訓練を定期的実施する。
- ・ 保育園・小学校・地域各種団体等との交流を行い、地域の保健・医療サービスおよび福祉サービスとの連携を図り、総合的なサービス提供に努める。
- ・ 苦情処理・事故発生時対応・衛生管理等については作成したマニュアルにそって対応する。

5、矢部大矢荘居宅介護支援事業所運営方針並びに事業計画

- 目標**
- ・ 居宅の要介護者・要支援者に対し、ご本人、その家族との信頼関係を大事にしながら住み慣れた地域での生活、自宅での生活が継続できるように支援する。
 - ・ 地域の方からの問い合わせや相談に対し相談援助者としての役割を果たす。
 - ・ 特定事業所としての要件を満たし、ケアマネジメントの質の向上に努める。

運営方針

- ①医療、介護、福祉の連携について、これまでの関わり方を振り返り、関係機関への働きかけを行いながら強化を図っていく。また、平成30年度の報酬改正等を踏まえ、支援の状況より改定内容に示された事項を業務の中に適時、取込んでいく。
- ②利用者の心身状況の特性を捉え、利用者、家族の意向を尊重しながらも、客観的視点も併せ、利用者の自立支援に向け、公正中立の立場からフォーマル・インフォーマルを含めたサービスを計画する。
- ③ケアプランの作成に当たっては、利用者の適正なニーズの把握とサービスが提供できるよう課題整理総括表を活用する。また、保険者が実施するケアプラン点検事業にも対応していく。
- ④地域包括ケア会議に参加し、地域包括ケアシステムの一輪として行政サービスやインフォーマルサービス等の社会資源の形成にかかわっていく。
- ⑤専門職としての質の向上を目指し、事業所内研修の年間計画を作成し実施する。また、事業所外での「研修」等の機会を活かし、自己研鑽に励む。

- ⑥介護支援専門員実務研修「実習」の受け入れに当たり、実習受け入れ体制の強化と実習内容の充実を図り、介護支援専門員の育成に協力する。
- ⑦定期的な居宅会議を開催し、職員同士及び事業所全体の情報共有と連携を図っていく。
- ⑧苦情については、真摯に受け止め、職員全体で対応策を検討する。直接的な申し出がない場合も想定されるため、職員相互に得た情報を躊躇なく伝言できる環境をつくっていく。

6、生計困難者に対する支援事業

目 標 地域社会において様々な重複・複合化した生活課題を抱える要支援者に対して、地域貢献活動として相談・援助活動や必要に応じた経済的援助を実施することにより、緊急的な生活危機の回避・心理的不安の軽減・利用可能な制度への繋ぎになることを目標とする。

運営方針

- ①コミュニティソーシャルワーカーの配置と生活相談活動
コミュニティソーシャルワーカー（特養職員兼務）を配置し、生計困難者レスキュー事業として地域で生活課題を抱える方の相談に迅速に対応することで課題の解決に努める。
- ②経済的援助
援助を必要とする方の相談のなかで、経済的援助の必要性を確認したコミュニティソーシャルワーカーは、相談内容に関する資料を作成し、施設長に報告するものとする。施設長は、コミュニティソーシャルワーカーからの報告に基づき、経済的援助の可否を円滑に決定する。
- ③コミュニティソーシャルワーカーは、施設長の決裁後生活困難者に同行してスーパーや電気・ガス会社、不動産業者、サービス提供事業者等に支払いを実施し、実施後に熊本県社会福祉協議会のレスキュー基金で精算する。
- ④1 ケースあたりの現物給付による最長支援期間は概ね1ヶ月とし、生活支援限度額は概ね10万円以内とする。
- ⑤生計困難者は、支援後も繰り返し生計困難状態に陥ることが多いため、終結後の継続的なフォローやサポートを実施する。

平成30年度「ケアハウス光露館」運営方針並びに事業計画

目 標 :

ケアハウスでは「自立した高齢者を対象とする施設」として位置づけられてきたが、年を追うごとに入居者の身体的・精神的レベルの低下が顕著になっており8割の方が介護サービスの支援を受けながら生活されている状況である。

昨年“みなし”で始まった介護予防・日常生活支援総合事業も、今年度より本格的に展開される。今後も介護資源を有効活用しながら、出来る限りケアハウスでの生活を長く続けられるような支援体制を確保していくとともに、生活していく中で見えてくる問題(課題)を明確にし、入居者一人一人と向き合い、その方に合った支援を提供できるように努める。

現在3名分の空室があり、入居者を募っているがなかなか入居まで結びついていないのが現状である。地域交流等を利用し、住民の方へケアハウスについて理解して頂けるように努めると同時に、積極的な広報活動にも力を入れ空室がなくなるよう努力していく。

運営方針 :

- (1) 入居者の人権を尊重し、自由でプライバシーが確保される安心した生活を援助していく。
- (2) 管理栄養士による栄養管理を行い、委託業者(日清医療食品)により、入居者個々の健康状態に合わせた食事を提供する。また、嗜好調査・食事検討会等でニーズを把握し、季節感のあるバラエティーに富んだメニュー、適温での食事を提供する。食事の雰囲気等にも配慮し特に毎月『楽しいランチ・感謝の日』を行ない、食事の楽しさを味わってもらう。
- (3) 年間を通してクラブ活動やレクリエーション、ニーズに即した行事を計画する。
福祉村各施設とのコミュニケーションを図り、入居者が生きがいを持てる生活が送れるよう支援していく。特にレクリエーションについては『体力増進』『介護予防』を重視して、個々の楽しみにつながる内容を計画的に推進する。また、必要に応じてニーズに合わせた外出行事を実施する。
- (4) 入居者の健康管理に配慮し、年一回の健康診断の実施や各医療機関受診等を援助する。また、介護予防に関する施策も取り入れていきながら、入居者の健康増進を図り、その予防や維持に努める。尚、急変時には、事前指定書を考慮して適切に対処する。認知症の予防にも努め、その早期発見、受診等を支援する。
- (5) 介護保険対象の要支援・要介護の入居者に対しては、自立生活が維持できるように、介護保険制度を利用して、個々人にあった生活ができるよう支援する。
- (6) 常に居室は、自主的に整理整頓をしてもらい、快適な生活を送ってもらえるよう援助する。
- (7) 入居者の人格・人権を尊重し、ありのままを受け入れるよう努力し、入居者の相談に適切に対応しながら、精神的ケアに努める。
- (8) 入居者からの日々の意見の受付、また定期的な入居者懇談会の開催等から、日常生活上でのニーズを把握し対応していく。また、苦情がある場合は、迅速且つ適切に解決するようにする。
- (9) 施設便りを発行し、地域・行政・関係機関に情報を発信する。
- (10) 職員は、毎月、職員会議や職員研修を行なうと共に各種研修会等に参加し、専門職としての自己研鑽に努める。入居者や家族に対しては、専門的な立場から自覚を持ち、思いやりを持って接する。
- (11) 常にリスクマネジメントに配慮し、早期の対応や予防的対応を重視する。また年二回以上防災避難訓練(夜間想定・昼間想定)を行う。
- (12) 職員は業務上知り得た入居者及び家族の個人情報に関する守秘義務を遵守する。
- (13) 職員は、経費節減の観点から、省エネ・節水等に努める。

平成30年度光露館年間行事計画

スローガン	入居者全体行事	月行事	備考
4月 (個人目標設定月間)	入居者懇談会①	バスハイク (いちご狩り)	
5月 (食中毒予防月間)		しょうぶ湯 買物 (訪問販売) 運動 (散歩)	
6月 (火災・災害学習月間)	入居者懇談会② 防火避難訓練 (夜間想定)	お食事ツアー (そば処) ① 入居者勉強会① 運動 (散歩)	
7月 (介護保険学習月間)	食事検討会①	七夕飾り 運動 (散歩)	光露館便り 発行①
8月 (熱中症予防月間)	入居者懇談会③	バーベキューパーティー	
9月 (食に関する月間)	居室点検① 敬老のお祝い	買い物ツアー (御船方面) 運動 (散歩)	
10月 (筋トレ・散歩月間)	入居者懇談会④	入居者勉強会② お食事ツアー② (海鮮料理) 運動 (散歩)	
11月 (インフルエンザ予防月間)	防火避難訓練 (昼間想定) 食事検討会② 入居者健康診断	バスハイク (紅葉見学) 福祉村文化祭	光露館便り 発行②
12月 (大掃除月間)	入居者懇談会⑤	忘年会 大掃除	
1月 (一日一善月間)		初詣 どんどや	
2月 (脳トレ月間)	入居者懇談会⑥	節分 お食事ツアー (山菜バイキング) ③	
3月 (一年間振り返り月間)	居室点検② 食事検討会③	バスハイク (花見) 入居者勉強会③	光露館便り 発行③
定例行事	職員会議、職員研修…月1回 クラブ活動…書道・絵画 レクリエーション…月3回(筋トレ、脳トレ、音楽レク) お話し会…月1回 朝の体操…週1回 食事検討会……年3回、嗜好調査……年1回 買い物サービス…週2回 お茶(水分補給)サービス…毎日(10時・15時)		

【目標】

団塊の世代が75歳以上となる2025年に向けて、国民1人1人が状態に応じた適切なサービスを受けられるよう、質が高く効率的な介護の提供体制の整備を推進する介護報酬改定が、平成30年度に実施される。その中核をなす大きな4つの柱のなかの細部の項目に、認知症の人への対応の強化と身体的拘束等の適正化の推進が挙げられている。当然の内容とも思われるが、グループホームすみれとしては、介護報酬改定の理念や目的を踏まえ、国の指針に沿って関係項目に対応した対策を考えていきたい。認知症の方の失われた部分でなく、残されている部分を最大限に活かせる様な楽しい活動をしていきたい。

山都町の高齢化率は、平成30年2月28日現在45.45%であり、上昇の一途を辿っている。住民の2人に1人が高齢者となる時代は目前に迫っている。高齢化に比例して認知症高齢者の人口も増加している。山都町第7期介護保険事業計画にも示されている認知症ケアパスや認知症初期集中支援という観点からも、認知症高齢者の地域の相談窓口として、行政や関係機関と協力して活動していきたい。

すみれ入居の方は高齢ながらも元気な方が多い為、今年度は入居の方の楽しみである外出を、自然を楽しむ目的と共に「ランチの旅」として、年間を通して計画した。定期的に外出・外食することで地域社会との交流や、認知症の人の力を引き出したり、楽しみや生きがいづくりにしていきたいと考えている。

【運営方針】

1. 入居者の健康・日常生活への支援

- ① 個々の入居者の生活歴や馴染みの暮らし方、生活環境等の把握に努め、入居者の個性や志向を出来る限り尊重しながら、安心できる環境を提供する。介護相談員や傾聴ボランティアといった社会資源の導入を行い入居者のケアの質の向上を図る。

- ② 馴染みのある安定的な共同生活を通じて、入居者の生活力を最大限に発揮できるように、生活の中での役割の獲得・レクリエーション等の機能訓練を行い、認知症の進行の遷延化やADLの維持・自信の回復を図るようにする。また、入居者の心身のレベルに合わせ個別または少人数での外出や楽しみごとへの支援を行う。
- ③ 管理栄養士の助言を得ながら、季節感のあるメニューや昔懐かしい食事作りを職員と共に行い、家庭的な雰囲気です食事を楽しめるよう工夫する。(餅つき・巻き寿司・こんにゃく作りなど)
年間を通して、「ランチの旅」を計画実施する。
- ④ 入居者が、生活場面にあわせ、個性的な理美容を楽しめるように配慮する。
- ⑤ 入居者の健康管理に配慮し、年1回の健康診断の支援や各医療機関受診等を支援する。また、異常の早期発見や疾病の予防・感染予防に努める。

2. 介護計画・サービス評価・情報の公表

- ① 個々の入居者の介護計画の質的向上を図り、本人・家族・職員の共通意識を持って取り組む。
- ② 地域密着型サービス評価については、自己評価を実施し、ホームの生活全般や個々への支援
の見直しを行い、サービスの質の向上を図るとともに、入居者が精神的拘束のない自由な日常
を過ごせるように支援する。評価改善へ具体的に取り組む。
- ③ 介護サービスに対する苦情については、苦情相談窓口を通して、迅速・且つ適切に対応し、事業所のレベルアップに繋げる。

3. 家族・地域との関わり、支援ネットワークの構築

- ① 「グループホームすみれ家族会」の運営等について支援し、入居者及び家族の要望等の把握
に努め、提供するサービスの質の向上を図る。定期報告・随時報告等、入居者の状況
に応じ
て家族との連絡を密にし、連携を深めながらケアの質の向上を図る。
- ② 地域密着型サービスとして、町行政や地域包括支援センターとの協力・連携を図ると共に、運
営推進会議においては認知症ケアへの理解を深めてもらうよう努める。また、身体拘束等の
適正化の為の対策委員会については、運営推進会議を活用していく。また、「お達者会」等を
通じて出来るだけ地域へ出向き地域の人々との交流に努める。
- ③ 職員が「認知症サポーター養成講座」や認知症に関する啓発活動に積極的に出向き、
地域の
認知症理解に努める。
- ④ 「山都町地域ケア会議」において各事業所・関係機関との連携を深め、「認知症カフ

エ」や「サロン」活動等、行政とも連携し支援を行なう。

4. リスクマネジメント・終末期への援助

- ① 防火安全対策の徹底と職員の危機管理意識の向上に努める。年2回の火災訓練（夜間想定・昼間想定）を行い、夜間帯の職員一人体制での関連施設の協力体制の徹底を図り、運営推進委員や家族会を含めた火災訓練を行う。また、自然災害に対しての危機意識を高め、具体的な防災計画の策定と防災訓練に取り組み、入居者の安全管理に努めていく。
- ② 重度化や終末期のあり方について、本人・家族・かかりつけ医と話し合い、事前指定書を作成し関係者全体の対応方針の共有を図っていく。
- ③ 転倒による骨折事故等の予防と対策について職員で検討会議を行い、環境面・ケアのあり方について方策を考え、長期入院等の事態を招かないよう努める。
- ④ 職員は事故防止に努め、事故防止のための訓練を年2回行う。万一事故が起きた場合でも速やかに適切な処置が行えるようにする。

5. 職員の資質の向上・守秘義務

- ① 職員は、入居者の生命と尊厳を守り、認知症介護に携わる専門職としての責任と自覚を持ち、入居者が安全で安心した日常を送れるように支援する。
- ② 職員は、業務上知り得た入居者及び家族に関する秘密を漏らさないよう厳守する。（退職後も守秘義務あり）また、個人情報保護に対しても、専門職としての認識を持って行動する。
- ③ 職員は経費節減に努める。（省エネ等について意識を高める）

平成30年度 グループホームすみれ 年間行事予定

4月	お花見（緑川ダム公園で花見弁当） 家族会総会 運営推進会議 お達者会（開校式） 花植え	10月	外出（萌の里～南阿蘇） 「あそ望の郷 久木野」にてランチ 運営推進会議 お達者会
5月	菖蒲湯 ツツジ見物・「紗陶」にてランチ	11月	山都福祉村文化祭 紅葉狩り「狐厘庵」にてランチ 防災訓練（昼間想定） 中東フェスタ
6月	野菜・花植え お達者会 野外食 「清和文楽館」にてランチ 梅ちぎり・梅漬け 防災訓練（夜間想定） 長寿の祝 運営推進会議 お達者会	12月	大根漬け ゆず湯 餅つき・大掃除 回転寿し「はま寿し」にてランチ 家族会総会 クリスマス・忘年会 運営推進会議 お達者会
7月	七夕祭り 害虫駆除 「いしばし」にてランチ お達者会	1月	新年会 初詣 どんどや 外出（カラオケ）*弁当 お達者会
8月	大掃除 「青葉ん瀬」にてランチ 運営推進会議 お達者会	2月	豆まき 温泉「佐侯の湯」にてランチ
9月	八朔祭造り物見物 「家族会」（敬老祝賀会） 「ジョイフル」にてランチ 中島小学校運動会見学 お達者会（芝居見物） 自然災害訓練	3月	運営推進会議 お達者会 雛祭り 初市見物 「やむらかん」にてランチ 矢部中学校演奏会見学 お達者会（閉講式）

【その他】

- ◆ 誕生会 その月の入居者の誕生日を祝い、御家族にも参加して頂く

- ◆ ドライブ・買物・・・随時
- ◆ 地域の行事や催しについては、随時参加していく。